

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年9月25日（平成29年（行情）諮問第378号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行情）答申第399号）

事件名：沖縄県民の地位保全意識調査報告書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月22日付け府沖振第268号により内閣府沖縄振興局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分の「行政文書不開示決定」の理由に持つ疑問が否定できないので不開示決定の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成29年7月4日付けで提起された処分庁による不開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。原処分の「行政文書不開示決定」の理由に持つ疑問が否定できないので不開示決定の取消しを求める。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「①特定年月Aに発生した沖縄米軍基地、軍属による、我国民間人への回復困難不当行為に係る日米同盟、及び基地移転更に

基地負担に占める沖縄県民の地位保全意識調査報告書（類する書類及び不当行為後に実施され、我国に提出された米軍報告書を含む）、②被害者への補償金（有形、無形を含む）に係る日米両国の負担取り決め書（日米単独負担を含む）」（本件対象文書）との開示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定年月日Bに特定市における死体遺棄容疑で米軍属の男が逮捕（特定年月日C、強姦致死・殺人の容疑で再逮捕）された事件について、沖縄県民の地位保全意識調査報告書や被害者への補償金についての文書の開示を求めるものである。
- (2) 処分庁は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）4条3項18号から22号に規定されている事務を行う部局であり、本件対象文書を作成、取得、保有する立場にないため、「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していない」ことを理由とする原処分は妥当である。
- (3) 本件開示請求を受けてから、念のため担当部局の書庫やパソコンのドライブ内を搜索したが、審査請求人が主張するような報告書や取り決め書を特定することはできなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月17日 審議
- ④ 同年12月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 内閣府沖縄振興局は、内閣府設置法4条3項18号から22号までに規定されている事務を行う部局であり、本件対象文書を作成、取得、

保有する立場にないため、「開示請求に係る行政文書を作成，取得しておらず，保有していない」ことを理由とする原処分は妥当である。

イ 本件開示請求を受けてから，念のため担当部局の書庫やパソコンのドライブ内を搜索したが，審査請求人が主張するような報告書や取り決め書を特定することはできなかった。

(2) 検討

ア 内閣府設置法 4 条 3 項 1 8 号から 2 2 号までの規定及び内閣府本府組織令 6 条の規定に照らせば，内閣府沖縄振興局の所掌事務は，沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画の推進に関することや，同計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整等に関することであることは明らかであるから，同局において本件対象文書を作成，取得，保有する立場になく，本件開示請求に係る行政文書を作成，取得しておらず，保有していない旨の諮問庁の説明に不自然，不合理な点はない。

イ さらに，上記(1)イで諮問庁が説明するとおりの本件対象文書の探索の範囲及び方法についても，特段の問題は認められない。

ウ したがって，内閣府沖縄振興局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，内閣府沖縄振興局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書1 特定年月Aに発生した沖縄米軍基地，軍属による，我国民間人への回復困難不当行為に係る日米同盟，及び基地移転更に基地負担に占める沖縄県民の地位保全意識調査報告書（類する書類及び不当行為後に実施され，我国に提出された米軍報告書を含む）

文書2 被害者への補償金（有形，無形を含む）に係る日米両国の負担取り決め書（日米単独負担を含む）